

申請書を作成する前に裏面に記載された注意事項および作成要領を必ずご確認ください。

在外選挙人登録申請書

受付	番 号	
	日 時	
	機関名	
	受付者	(署名)

姓 名 ¹⁾	ハングル	홍길동		英 文 (大文字)	HONG GIL-DONG	
パスポート番号		J R 7 7 7 0 0 0 1			※ 旅券番号は左づめでご記入下さい。	
在外選挙人 区 分 ²⁾ (該当欄に☑表示)	☐ 住民登録をしたことがある	抹消された 住民登録番号				
	☒ 住民登録をしたことがない	生年月日	1 9 7 0 - 0 7 - 0 7		性 別 (該当欄に☑表示)	☐ 男 ☒ 女
父母姓名 ³⁾		父 姓名	홍진사		母 姓名	이애순
家族関係 ⁴⁾ 登録情報 (該当欄に☑表示)	☐ 住民登録をしたことがある	大韓民国 最終住所地	(市 道) (区 市 郡) (邑 面 洞)			
	☒ 住民登録をしたことがない	登録基準地 (本籍地)	서울특별시 (市 道) 종로구 (区 市 郡) 수송동 (邑 面 洞) 146-2번지			
連絡先 ※必ず点線の 内側に記載	電話番号 ⁵⁾ (自宅勤務先など)	8 - 3 - 3 8 5 - 0 0 0 1				
	携帯電話 ⁵⁾	8 - 3 - 1 1 5 - 0 0 0 1				
	電子メール ⁶⁾ (E-mail)	mightysoon@hanmail.net				
国外居所 ⁷⁾ (国外からの郵便物を受取れる場所) ※必ず点線の 内側に記載	必 須 記載事項 ※英語大文字 あるいは ローマ字に よる記載	居留国名	JAPAN		郵便番号	10060
		住 所	10 YOTUSYA, SHINJUKU-KU TOKYO, JAPAN			
		日本の住所 通名姓名 表札名など	日本 東京都 新宿区 四谷 10			
						公館を居所として申請する者 (☑表示した後 "住所"欄に 公館名のみ記載)
						投票予定公館 ⁸⁾ 주일본대사관

本人は「国籍法」に基づいた大韓民国の国民であることを確認し、第19代国会議員選挙で「公職選挙法」第218条5に従い在外選挙人登録を申請し、選挙権などを確認するために必要な家族関係情報、住民登録情報、受刑情報、国内居所申告情報、パスポート情報などの個人情報の活用に同意します。

※ パスポートと在外投票管理官が公告した国籍確認に必要な書類は必ずその原本を提示しなければなりません。

- 添付⁹⁾ 1. パスポートのコピー1部
2. 国籍確認に必要な書類(在外投票管理官が公告した書類のコピー または国籍法による立証書類) 1部 (該当欄に☑表示)
- | | | |
|--|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ VISAのコピー | ☐ 永住権証明書のコピー | ☐ 長期在留証のコピー |
| ☒ 外国人登録証のコピー | ☐ 国籍取得申告事実証明書 | ☐ 国籍保有申告事実証明書 |
| ☐ 国籍選択申告事実証明書 | ☐ 外国国籍不行使誓約確認書 | ☐ 外国国籍放棄確認書 |
| ☐ 兵籍証明書 | ☐ その他 () | |

2011 年 11 月 13 日

中央選挙管理委員会 御中

申 請 人¹⁰⁾ : 홍길동 (署名・捺印)

※ この申込書はお近くの在外公館に直接提出しなければなりません。

※ 注 意 事 項

1. この申請書は機械で判読するため折ったり破れたりしないようご注意ください。
2. この申請書の記載事項に誤りがある場合、政党・候補者の情報資料または投票用紙を受け取れないなどの不都合が生じる場合がございますので、全ての事項を正字で正確に記載してください。
3. 虚偽の申請をした者、または本人の意志によって申請されたものとして認められない者には投票用紙を送付致しません。
「公職選挙法」第247条に基づき処罰（3年以下の懲役または500万円以下の罰金）されることもあります。

※ 作 成 要 領

1. “姓名（英文含む）”欄には、パスポートに記載されている姓名をそのまま記入すること。
☞ 但し、パスポート姓名と家族関係登録簿（戸籍）上の姓名が違う場合には家族関係登録簿（戸籍）上の姓名を記入する。
2. “在外選挙人の区分”欄には、（かつて本国にて）住民登録があった方は該当欄に☑と表示した後“抹消された住民登録番号”を記入すること。また住民登録がなかった方は該当欄に☑と表示した後“生年月日”を記入し“性別”欄に☑表示すること。
3. “父母姓名”欄には、住民登録のない方に限り、国籍・本人可否及び登録基準地（本籍地）を正確に確認するため家族関係登録簿（戸籍）上の“父または母の姓名”を必ず記入すること。
4. “家族関係登録情報”欄には、住民登録のあった方（抹消された住民登録番号者）は、該当欄に☑と表示した後“大韓民国での最終住所地”を記入、過去に一度も住民登録のなかった方は該当欄に☑表示した後、家族関係登録簿（戸籍）上の“登録基準地（本籍地）”を記入すること。
5. “電話番号と携帯電話番号”欄には、居留国にて連絡が取れる自宅や勤務先などの電話番号（国番号－市外局番－電話番号）と携帯電話番号を記入すること。日本の国番号81
☞ 電話番号と携帯電話番号は在外選挙人要件確認、投票用紙などの郵便物着否確認、投票期間や場所などの案内、その他各種選挙情報提供に活用致します。
6. “電子メール(E-mail)”欄は、中央選挙管理委員会が作成、発送する政党・候補者の情報資料送付、選挙人名簿の登載状況通知、異議申請結果案内、投票期間・場所・持参物など各種選挙関連の情報・資料などの提供に活用されますので、これらの資料などを受取るために必ず記入すること。
7. “国外居所”欄には、居留国にて投票用紙などの郵便物を受け取ることができる場所を下記の作成方法に従って正確に記入すること。
 - “必須記載事項”欄には、居留国名と住所をローマ字または英文の大文字で必ず点線内に記入すること。
 - “任意記載事項”欄には、居留国の配達員などが郵便物を正確に配達できるよう現地通用語（日本語）で、住所、通名、標札名（○○方宅）など配達参考事項を記入すること。
☞ 但し、仕事の事情、引越し、住所不確定、居留国の郵便制度の未備などの理由で国外からの郵便物を受け取ることが難しい方は公館を居住地として申告することができ、この場合該当欄に☑と表示し住所欄に公館名を記載すること。
8. “投票予定公館”欄には、在外投票期間中に実際投票しようとする公館の名称を記入すること。
9. 申請書には、パスポートのコピーと共に在外投票管理官が公告する国籍を立証する書類のコピー又は国籍法による複数国籍の立証書類うちいずれか一つを必ず添付し、“国籍立証書類”の該当欄に☑と表示し、添付書類に書いてない書類を提出する場合は“その他”欄にその書類の名称を記載しなければなりません。
 - ① 在外投票管理官が行使する国籍の立証書類（居留国の発行）
 - ☞ VISA、永住権証明書、長期在留証または居留国の外国人登録証など国籍を確認できる書類のうち一つ
 - ☞ 国家別・公館別の提出書類の種類は在外選挙ホームページ（<http://ok.nec.go.kr>）参照
 - ② 国籍法による複数国籍の立証書類（複数国籍が合法的に認められる人に限り、証明書類は大韓民国で発行）
 - ☞ 上記“①”の代わりに国籍取得申告事実証明書、外国国籍放棄確認書、国籍保有申告事実証明書、国籍選択申告事実証明書、外国国籍不行使誓約確認書、兵籍証明書など複数国籍であることを立証可能な書類のうち一つ
 - ☞ “添付書類”は、写真、姓名、生年月日など証明書類に記載された内容が正確に見て取れるようA4用紙（レター紙含め）にきれいに複写して添付しなければならず、申請書の受付時に原本を提示しない場合には申請書を受付けません。
10. 最後の“申請人”欄には、必ず本人が姓名を記入し、署名又は印鑑を押すこと。